

埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策等実証事業費補助金交付要綱

令和7年4月1日決裁

(趣旨)

第1条 クビアカツヤカミキリが発生している又はその侵入が懸念される生産地域において産地で取り組む新たな防除体系を確立するために実施する実証事業に対して、県は予算の範囲内で補助金を交付する。

なお、本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、消費・安全対策交付金交付等要綱(令和4年3月31日付け3消安第7340号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。)、消費・安全対策交付金実施要領(平成17年4月1日付け16消安第10272号消費・安全局長通知。以下「国実施要領」という。)、クビアカツヤカミキリの防除対策等の実証実施細目(令和7年3月25日付け6消安第7221号消費・安全局長通知。以下「国実施細目」という。)によるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)及び国交付等要綱に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 本事業の事業実施主体、事業の実施内容、補助対象経費及び補助率は、別表に定めるところによる。

なお、支払い方法については、事業の目的及び補助事業者の性質上、必要に応じて概算払ができるものとする。

(事業実施計画)

第3条 補助金を受けようとする事業実施主体は、第4条1項の規定による交付申請書の提出より前に、国実施細目別記様式第2号によりクビアカツヤカミキリの防除対策等の実証事業に係る実施計画書を作成し、知事に提出するものとする。

(交付申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、会計年度毎に定めるものとする。

(交付申請書の添付書類)

第5条 規則第4条第2項第1号から4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(事業の着手)

第7条 事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上でやむを得ないと知事が認める場合は、交付決定前に着手することができるものとする。この場合、事業実施主体は、あらかじめ様式第3号により知事に交付決定前着手届を提出するものとする。

(内容の変更等)

第8条 補助事業者は、事業の内容について次に掲げる変更を行おうとする場合、様式第4号により変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 1 事業の中止又は廃止
- 2 補助金額の増額を伴う変更をしようとする場合

(軽微な変更)

第9条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、第8条の規定により知事の承認が必要となる変更以外の変更とする。

(概算払)

第10条 補助事業者は、補助金の概算払を請求しようとするときは、様式第5号の請求書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 事業実施主体は、補助金の交付の決定に係る年度の11月30日現在の状況について、様式第6号の遂行状況報告書を作成し、同年度の12月15日までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に定める時期のほか、事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

(事業実施報告)

第12条 事業実施主体は、事業終了後、遅滞なく、国実施細目別記様式第3号によりクビアカツヤカミキリの防除対策等の実証事業に係る実証実施報告書を作成し、知事に提出するものとする。

(実績報告書の様式等)

第13条 規則第13条の報告書の様式は、様式第7号のとおりとする。

- 2 前項の報告書の提出期限は、補助事業の完了後30日以内又は3月15日までのいずれか早い日を原則とする。

(補助金の額の確定通知)

第14条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知書は、様式第8号により行うものとする。

(補助金の支払)

第15条 前条の額の確定通知書を受けた事業実施主体が補助金を請求しようとするときは、様式第9号による補助金請求書を知事に提出するものとする。

(書類の整備等)

第16条 事業実施主体は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を整備し、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(書類の経由)

第17条 事業実施主体の長が規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類の提出部数は、正副2部とし、所在地を所管する農林振興センターの長を経由しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第18条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事業実施主体	事業の実施内容	補助対象経費	補助率
<p>国交付等要綱及びその他関連通知で定める、次に掲げるもの。</p> <p>(1) 市町村 (2) 農業協同組合中央会 (3) 農業協同組合連合会 (4) 農業協同組合 (5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合 (6) 一般社団法人又は一般財団法人 (7) 公益社団法人又は公益財団法人 (8) 生産者の組織する団体産地協議会</p>	<p>国実施要領及びその他関連通知で定める次に掲げる事項を実施する。</p> <p>(1) 寄生植物の分布調査及びクビアカツヤカミキリの発生調査 (2) 防除の実証 (3) 地域住民等に対する防除に関する周知・協力依頼等の実証</p>	<p>国実施細目3に記載のある経費。</p>	<p>10/10</p>

様式第1号（第4条関係）

令和 年度埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策等実証事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 あて

主たる事務所の所在地
事業実施主体名
代表者氏名

埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策等実証事業を実施したいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業の目的及び内容

3 経費の配分

総事業費	経費内訳			備考
	県補助金	市町村費	その他	
円	円	円	円	

4 事業完了予定年月日

年 月 日

- (注)
- 1 県交付要綱第18条に基づき別紙暴力団排除に関する誓約事項を添付すること。
 - 2 事業実施計画書（国実施細目別記様式第2号）の写しを添付すること。
 - 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 - 4 環境負荷低減の取組については、関係書類として別添（クロスコンプライアンスチェックシート）を添付すること。

(別添)

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合(該当しない□) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合(該当しない□) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討(再掲)	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	<input type="checkbox"/>	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)を検討	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(4) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑥	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
⑦	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(5) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑧	<input type="checkbox"/>	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合(該当しない□) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑨	<input type="checkbox"/>	※特定事業場である場合(該当しない□) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(6) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑩	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑪	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑫	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑬	<input type="checkbox"/>	※機械等を扱う事業者である場合(該当しない□) 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
⑭	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

(注) 1 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。
2 「関係法令の遵守」については、以下の法律を遵守することを示す。

- 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）
- 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）
- 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）
- エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）
- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）
- 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）
- 水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）
- 持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）
- 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）
- 植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）

様式第2号（第6条関係）

令和 年度埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策等実証事業費補助金交付決定通知書

番 号
年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策等実証事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付決定額 金 円

2 支払方法
精算払又は概算払とする。

3 事業実施主体の責務

事業実施主体は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策等実証事業費補助金交付要綱（令和7年4月1日付け農安第10号埼玉県農林部長通知。以下、「県交付要綱」という。）、消費・安全対策交付金実施要領（平成17年4月1日付け16消安第10272号消費・安全局長通知）、消費・安全対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3消安第7340号農林水産事務次官依命通知）に従わなければならない。

4 交付の条件

- (1) 事業実施主体は、県交付要綱第8条に掲げる変更該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業実施主体は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 3又は県の付した条件に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (4) 事業実施主体は補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、

一般の競争に付きなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

- (5) この補助金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

なお、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録によることができる。

様式第3号（第7条関係）

埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策等実証事業交付決定前着手届

番 号
年 月 日

埼玉県知事 あて

主たる事務所の所在地
事業実施主体名
代表者氏名

クビアカツヤカミキリの防除対策等の実証事業に係る実施計画書に基づく事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので届出する。

記

1 交付決定前に着手する理由

2 着手条件

- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に生じたあらゆる損失は、事業参加者又は事業実施主体が負担すること。
- (2) 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- (3) 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。

様式第4号（第8条関係）

令和 年度埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策等実証事業変更（中止・廃止）
承認申請書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 あて

主たる事務所の所在地
事業実施主体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定があった事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策等実証事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由及び内容

- (注) 1 変更の場合にあつては、様式第1号に準じるものとし、変更部分を二段書きにし、変更前を上段に括弧書きで記載すること。
- 2 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

様式第5号（第10条関係）

令和 年度埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策等実証事業費補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 へ

主たる事務所の所在地
事業実施主体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策等実証事業費補助金交付要綱第10条の規定により概算払の請求をしたので、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

総事業費	補助金額 (A)	既受領額 (B)		遂行状況報告 ○年○月末日の出来高	今回請求額 (C)		残額 (A)-(B)-(C))		事業完了予定年月日	備考
		金額	出来高		金額	○月○日迄予定出来高	金額	○月○日迄予定出来高		
円	円	円	%	%	円	%	円	%		

債権者コード：

債権者名：

(債権者未登録の場合、以下を記載)

取引口座

〇〇銀行〇〇支店

口座名義人(カナ)〇〇〇〇

普通 〇〇〇〇〇〇

様式第6号（第11条関係）

令和 年度埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策等実証事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 あて

主たる事務所の所在地
事業実施主体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった事業について、令和 年11月30日現在の遂行状況を、埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策等実証事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

総事業費	事業の遂行状況				備考
	11月30日までに完了したもの		12月1日以降に実施するもの		
	事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
円	円	%	円		

- (注) 1 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額（事業に要した支払金額）を記載すること。
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 事業の進行が遅れている場合は、備考欄にその旨を記入すること。

様式第7号（第13条関係）

令和 年度埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策等実証事業実績報告書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 あて

主たる事務所の所在地
事業実施主体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- (注) 1 記の記載要領は、様式第1号に準ずるものとする。この場合、「補助金交付申請額」は「補助金交付決定額」に、「補助事業等の目的及び内容」を「補助事業等の成果」に、「事業完了予定年月日」を「事業完了年月日」に、書き換えるものとする。
- 2 添付書類として、国実施細目別記様式第3号を作成し添付すること。
- 3 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費毎の内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しを添付すること。また、このほか県が支払経費の確認のために求める場合は、確認のための資料（契約書、請求書、領収書等の写し）を添付すること。
- 4 交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更があったものについては、必要書類を添付すること。

様式第8号（第14条関係）

令和 年度埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策等実証事業費補助金交付確定通知書

番 号
年 月 日

（事業実施主体）代表者氏名 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知をした令和 年度埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策等実証事業費補助金については、令和 年 月 日付け 第 号をもって提出のあった実績報告書等に基づき、金 円に確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知する。

様式第9号（第15条関係）

令和 年度埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策等実証事業費補助金請求書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 あて

主たる事務所の所在地
事業実施主体名
代表者氏名

埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策等実証事業費補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

債権者コード：

債権者名：

（債権者未登録の場合、以下を記載）

取引口座

〇〇銀行〇〇支店

口座名義人（カナ）〇〇〇〇

普通 〇〇〇〇〇〇

別紙（第18条関係）

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

所在地： _____

事業者名： _____

代表者職・氏名： _____